

子どもはぐくみ医療費助成制度の 変更市町村のお知らせ

徳島県健康増進課

平成24年11月1日より、吉野川市が次のように制度を一部変更いたしますのでお知らせします。

○平成24年11月1日から変更

1 変更内容（助成対象年齢の拡大）

市町村名	現行	変更後
吉野川市	入通院とも小学校修了まで	入通院とも中学校修了まで

注）市の事業名称が、「乳幼児等医療費助成」から「子どもはぐくみ医療費助成」に変更されますが、対象年齢拡大以外の制度の変更はありません。

（参考）

所得制限 なし（従前どおり）

自己負担 あり（従前どおり）

（1レセプト600円）

食事療養費助成 なし（従前どおり）

※ 制度改正の詳細につきましては、市にお問い合わせください。

担当 徳島県保健福祉部医療健康総局
健康増進課母子保健・がん対策担当
TEL 088-621-2220

子どもはぐくみ医療費助成制度公費負担者番号(平成24年11月1日以降)

市町村名	公費負担者番号		
	小学校修了まで	中学1年生以上	1レセプト600円徴収しない市町村
1 徳島市	45360013		
2 鳴門市	45360021		
3 小松島市	45360039		
4 阿南市	45360047		48360044
5 吉野川市	45360518	47360516	
6 阿波市	45360526		48360523
7 美馬市	45360534		48360531
8 三好市	45360542		
9 勝浦町	45360054	47360052	48360051
10 上勝町	45360062	47360060	48360069
11 佐那河内村	45360070	47360078	48360077
12 石井町	45360088	47360086	
13 神山町	45360096	47360094	48360093
14 那賀町	45360625		48360622
15 美波町	45360641	47360649	
16 牟岐町	45360195		
17 海陽町	45360658	47360656	
18 松茂町	45360237		
19 北島町	45360245		
20 藍住町	45360252	47360250	
21 板野町	45360260	47360268	48360267
22 上板町	45360278	47360276	
23 つるぎ町	45360617		48360614
24 東みよし町	45360633		

 =H24.11.1変更箇所

※ 公費負担者番号45の範囲は、便宜上「小学校修了まで」と表記していますが、正確には「12歳に達する日以後の最初の3月31日まで」です。